

審 査 基 準

平成21年7月22日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第13条第4項
処 分 の 概 要： 運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準： 判断基準が「法令の定め」に尽くされていることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間： 1日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先： 各警察署
問 い 合 わ せ 先： 大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 （電話 097-536-2131 内線5183） 各警察署交通課
備 考：